

一般社団法人奈良県バスケットボール協会ホームページバナー広告掲載取り扱い基準

一般社団法人奈良県バスケットボール協会

(趣旨)

第1条 この基準は、一般社団法人奈良県バスケットボール協会（以下「本協会」という）がインターネット上に公開している公式ホームページへのバナー広告掲載の取扱について必要な事項を定めるものである。

(バナー広告掲載の対象)

第2条 バナー広告に掲載することができる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業所および団体
- (2) その他、本協会が適当と認めるもの

(バナー広告の掲載基準)

第2条 バナー広告は、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、掲載することができる。

- (1) 当協会の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の適用を受ける業種あるもの
- (5) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種であること
- (6) 求人広告又はこれに類するもの
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載するバナー広告として適当でないと本協会が認めるもの

(バナー広告の掲載位置等)

第4条 バナー広告の掲載位置は、本協会が指定した位置とする。

(バナー広告掲載料等)

第5条 バナー広告掲載料は、1枠あたり年額30,000円（税込み）とする。

2 バナー広告の規格（1枠）は、次の通りとする。

- (1) 縦×横：60ピクセル×150ピクセル
- (2) サイズ：4キロバイト以内（動画は不可）
- (3) 種類：JPG、PNG、GIF

(バナー広告掲載の取消し)

第6条 本協会は、次の各号に該当する場合は、バナー広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 本協会が指定する期日までに、掲載しようとするバナー広告データを提出しなかったとき
- (2) 本協会が指定する期日までに、広告掲載料を納入しなかったとき
- (3) リンク先のホームページの内容が申請内容と著しく違うとき
- (4) その他本協会が広告掲載に支障があると認めたとき

(バナー広告の掲載期間)

第7条 バナー広告掲載期間は1年単位（契約日の翌月1日から1年）とする、ただし、本協会が認めた場合は、この限りではない。

(バナー広告掲載料の還付)

第8条 バナー広告掲載料は1年単位（契約日の翌月1日から1年）とし、還付しない。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は本協会が別に定める。

附則

この基準は、2021年5月30日から施行する。